

有珠山噴火災害における広域避難に関する協定

長万部町と洞爺湖町は、有珠山噴火災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「有珠山噴火災害時等」という。）において、洞爺湖町から長万部町への広域避難について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長万部町及び洞爺湖町が有珠山噴火災害時等に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（避難者の受入れ）

第2条 洞爺湖町は、有珠山噴火災害時等に、長万部町へ避難の必要があると認めた時は、長万部町に対して、避難者の受入れを要請し、長万部町は避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難者の受け入れを行うものとする。

2 洞爺湖町が、長万部町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難所の開設及び洞爺湖町による避難所運営体制に移行するまでの避難所の運営

(2) 前号に定めるもののほか特に必要な事項

3 洞爺湖町は、長万部町の協力を得て、あらかじめ前項の避難所を選定しておくものとする。

4 洞爺湖町は、国や関係機関等と連携して、長万部町に設置する避難所の運営等に必要となる人員や物資などを確保する。

5 長万部町は、洞爺湖町が行う避難所の運営等に対して、必要に応じて、人員や物資などの確保について支援を行うものとする。

（経費の負担等）

第3条 避難者の受入れに要した経費は、洞爺湖町が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか経費の負担に関し必要な事項は、別途協議する。

（平常時の相互交流）

第4条 長万部町及び洞爺湖町は、この協定に基づいて広域避難が円滑に行われるよう、平素から必要に応じて情報交換等の相互交流を行うものとする。

（その他）

第5条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、長万部町及び洞爺湖町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、それぞれが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、長万部町及び洞爺湖町が記名押印して、各自その1通を所持する。

2022年（令和4年） 3 月 31 日

山越郡長万部町長 木 幡 正 志



虻田郡洞爺湖町長 真 屋 敏 春

